

令和6～7年度整備
介護医療院整備事業候補者募集要領
(我孫子市内介護老人保健施設からの転換)

令和6年5月
我孫子市健康福祉部高齢者支援課

令和6～7年度整備

介護医療院整備事業候補者募集要領（我孫子市内介護老人保健施設からの転換）

1 公募の趣旨

我孫子市では、「我孫子市第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和8年度）」に基づき、施設整備を進めています。本年度は、我孫子市内で介護老人保健施設の指定を受けている施設からの転換整備と限定し、公募を実施します。

2 前提条件

整備に当たっては、千葉県ホームページに掲載されている「介護老人保健施設・介護医療院開設許可事前協議について」「介護サービス事業者の指定・許可申請について」等を参照してください。

3 公募概要

- (1) 対象施設 介護老人保健施設から介護医療院への転換 1施設 100床程度
・非常用自家発電設備を設置し、停電による断水が発生しないこと。
また、停電時に市や地域から電源提供の求め（人工呼吸器、喀痰吸引器等を利用する在宅の高齢者・障害者等を想定）があった場合に、可能な範囲で支援を行うこと。
※同法人が運営する併設施設（併設病院）等で上記条件を満たす場合はこの限りではない。
- (2) 募集地域 市内全域
- (3) 整備年度 令和6年度～令和7年度
- (4) 事業候補者
- ・現在、我孫子市内で介護老人保健施設の指定を受けている者。
 - ・運営法人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団に該当しないこと、暴力団または同条第6号に掲げる暴力団員の利益となる行動を行っていないこと及びそれらと社会的に非難されるべき関係を有していないこと。また、役員等が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないものに該当しないこと。
 - ・介護保険法第78条の2第4項及び第6項に規定する欠格事項に該当しないこと。
 - ・選定後、必要に応じて所管課との事前協議等を行い、速やかに施設整備に着手できること。

4 転換を行う上での注意点

- ・介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（省令）に適合すること。
- ・千葉県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例に適合すること。
- ・都市計画法、建築基準法、消防法、その他の関連する法令等に適合していること。
- ・転換に際し、利用者及び利用者家族へ説明を行い、同意を得ること。
- ・転換後も引き続き利用する利用者については、利用料金等の変更事項について説明し、同意を得ること。
- ・入居者のプライバシーに配慮した療養床を備えること。（必ず市と事前協議を行うこと）
- ・我孫子市からの本公募にかかわる工事費等の補助金はありません。
- ・過去に、介護老人保健施設の整備に係る補助金を受けている場合は、財産処分の手続きが必要になることがあります。補助金の交付を受けた千葉県の担当部署等に確認をしてください。

5 運営条件

- (1) 原則、開設日までに県からの事業指定を受けること。
- (2) 利用者の個人としての尊厳に十分な配慮をするとともに、利用者の意向に添った安定した質の高いサービスを提供すること。
- (3) 明るく清潔で、市民に親しみやすく、地域に開かれた施設になるように配慮すること。

6 事業候補者決定までのスケジュール

今後のスケジュールについては次のとおりです。市の都合により日程等の変更が生じる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

| 内容 | 日程 |
|-----------|------------------------------|
| 募集要領掲載 | 令和6年5月27日（月） |
| 事前申出書提出期限 | 令和6年6月5日（水）午後4時まで |
| 質問受付 | 令和6年6月20日（木） ※ 午前8時半～午後5時 |
| 質問への回答 | 令和6年7月1日（月）までに我孫子市HP上で公開 |
| 応募書類提出期限 | 令和6年7月19日（金）午後4時まで |
| 事業候補者決定 | 令和6年8月末 |

7 応募手続き

(1) 事前申出書の提出

応募を予定している事業者は、令和6年6月5日（水）午後4時までに、別紙1「令和6～7年度整備介護医療院整備事業候補者募集にかかわる事前申出書」をFAX又は電子メールで高齢者支援課に提出してください。

なお、この事前申出書の提出は、本市が応募を予定している事業者の状況等を把握するために求めるものであり、提出後、本市から問い合わせをする場合があります。

事前申出書を提出した事業者のみ事業計画書及び添付書類一覧を令和6年6月10日（月）までに配布します。

(2) 質問の受付及び回答

ア 質問の方法

公募に関する質問は、令和6年6月20日（木）の午前8時半から午後5時の間、令和6～7年度整備介護医療院事業候補者募集に係る質問書（別紙2）により、FAXまたは電子メールにて受け付けます。

【F A X】04-7186-3322

【電子メール】abk_koureishashien@city.abiko.chiba.jp

イ 質問への回答

質問に関する回答は、令和6年7月1日（月）までに我孫子市ホームページに掲載します。ただし、質問の内容が審査に著しく支障をきたすと判断した場合は、回答しないことがあります。

ウ 注意点

- ・ 締め切り以降の質問等は、公平性を期すため受け付けません。
- ・ 電話や窓口での口頭での質問は受け付けません。
- ・ 応募状況や他の応募者に関する情報等、法令等により確認できる事項については回答しかねます。

(3) 応募書類の提出期限

募集要領に基づき令和6～7年度介護医療院整備事業計画書（別紙3）及び添付書類を令和6年7月19日（金）午後4時までに本市に提出してください。

市が指定した様式の表や行が足りない時は適宜追加してください。

ア 提出方法

持参（郵送等不可）

※土・日・祝日を除く、午前9時～午後4時の間

※予め必ず電話連絡の上、日時を調整してから、来庁願います。

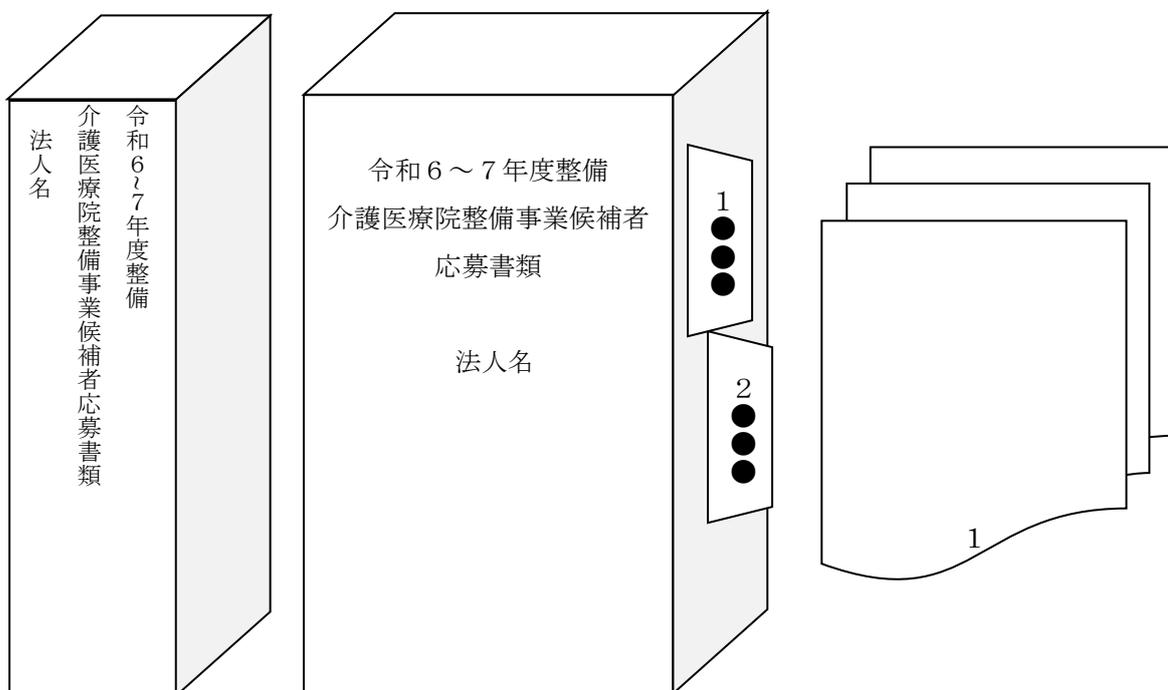
イ 提出先

〒270-1192 千葉県我孫子市我孫子1858番地
我孫子市役所 西別館 3階
健康福祉部 高齢者支援課 高齢者福祉係
04-7185-1111 (内線411、412)

(4) 提出書類の調製方法

- ① 応募書類は、正本1部、副本(正本の写し)を1部ずつファイルに編綴し10部作成して提出してください。
- ② 原則A4版です。ただし、図面はA3版とし、A4サイズに折り込んで(Z折り)ください。
- ③ 全体の目次をつけてください。
- ④ 書類ごとに合紙(白色無地の紙)を挟み、その合紙(白色無地の紙)に、番号と文字表記のインデックスをつけてください(番号のみの表示は不可。番号と文字表記は「添付書類一覧」の「項目番号」と「提出資料名」にすること)。
- ⑤ 表紙及び合紙(白色無地の紙)以外にページ番号(通し番号)をつけてください。
- ⑥ 必ず1冊のバインダーに綴り、バインダーの表紙、背表紙に次のことを記載してください。

「令和6～7年度整備 介護医療院整備事業候補者応募書類」(法人名)



(5) その他

- ① 応募者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- ② 市で決定した事業候補者のみ千葉県へ事前協議、許可申請を提出できます。
- ③ 優れた事業計画の提案と、選考された事業計画を確実に実行していただくため、一つの法人が応募できる本公募対象の計画は1計画に限ります。
- ④ 事業候補者の採択の可否にかかわらず、事業者が応募に要した費用等は事業者が負担することとします。
- ⑤ 事業計画の中止や選考されなかったことによる一切の損害等については、我孫子市が責任を負うものではありません。
- ⑥ 市長は、選考された事業候補者において、この公募要領に記載する事項について、重大な違背行為があったと認める時は、決定について取り消すことができるとともに、次回の応募資格を失うものとします。なお、取り消した場合には、次点の事業者を繰り上げて決定することがあります。
- ⑦ 事業候補者に決定された後に事業候補者の責めに帰すべき理由により辞退があった場合は、次回の応募資格を失うものとします。
- ⑧ 契約書類など応募書類の正本に原本の写しを提出する場合には、代表者名で原本証明を必ずしてください。

【例】

| |
|--|
| この写しは原本と相違ありません。 令和 年 月 日 社会福祉法人 ○○会 理事長 ○○ ○○ 実印 |
|--|

- ⑨ 今回の応募に当たって提出した提案内容について、事業候補者として決定後に変更することは原則として認めませんので、計画内容を十分精査のうえ応募してください。
- ⑩ 事業候補者の決定は、介護保険法上の指定を確約したものではありません。

(6) 応募に際しての注意事項

- ① 応募に必要な書類に不足・不備等ある場合は、受付することができませんので、提出の前に再確認をお願いします。
- ② 応募に必要な費用等については、応募者の負担となります。
- ③ 提出された応募の書類等は返却しません。
- ④ 必要に応じて、書類の提出及び記載内容の確認を求めることがあります。
- ⑤ 他の応募者の計画の内容に関するの問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず一切応じません。

(7) 応募の辞退

書類提出後に辞退をする場合は、その事由を書面(任意様式)で提出してください。

8 選定について

(1) 事業候補者評価及び選定

選定における評価は、前述の「3公募概要」「4転換を行う上での注意点」「5運営条件」の要件を満たしていることとし、「令和6～7年度整備介護医療院整備事業候補者募集評価項目及び基準」の高得点の事業計画から先順位とします。

応募事業者は、各評価項目について、自己採点をし、合計点を算出した上で、事業計画とともに提出してください。なお、応募事業者が加点した評価項目についてヒアリングを行う場合があります。

※事業者の応募がない場合又は事業候補者が決定しなかった場合は、再度募集を行うことがあります。

(2) 審査の視点

「令和6～7年度整備介護医療院整備事業候補者募集評価項目及び基準」参照。

※評価項目及び基準採点表は事前申出書を提出した事業者のみ提出書類と合わせて配布します。

(3) 選定結果の通知

結果については、全ての応募者に文書で通知します。結果についての異議申し立ては一切受け付けません。

(4) 事業候補者の公表等

事業候補者選定後、応募状況及び決定した事業候補者名、整備予定地等を市のホームページで公表します。

(5) その他

我孫子市老人福祉施設等整備事業者選考委員会で自己評価に基づき評価し、最も合計点の高い第1位順位事業者を整備事業候補者として評価します。また、第1順位事業者が辞退等により整備事業候補者でなくなった場合は、繰り上げにより第2順位予定者を整備運営事業予定者として評価することがあります。

なお、選定した事業者については、我孫子市から千葉県に対し介護医療院に係る整備事業候補者として意見書を提出します。当該施設整備の要望が千葉県に採択されない場合もありますが、市はいかなる責任も負いませんので、あらかじめご了承ください。

9 禁止事項、欠格事項等

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

- ① 審査の結果、応募資格がないと認めた法人の場合
- ② 我孫子市老人福祉施設等整備事業者選考委員会の審査前に、委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触したことが明らかになった場合
- ③ 虚偽又は不正等による申請が明らかになった場合、提案内容・事業運営に関し法令違反が明らかになった場合

(2) 次の各号のいずれかに該当する場合は、事業候補者としての決定を取り消します。

- ① 施設建築に係る関係省令等に抵触するなど明らかに整備が不可能であると市が判断した場合
- ② 我孫子市の選定後に、計画地、定員、建築計画の変更等を行った場合
- ③ 市民の疑惑や不審を招くような行為をしたと市長が認める場合、または法令違反が明らかになった場合

10 問い合わせ先

我孫子市我孫子1858番地

我孫子市健康福祉部高齢者支援課

高齢者福祉係

TEL：04-7185-1111

FAX：04-7186-3322

Email：abk_koureishashien@city.abiko.chiba.jp